

さいたま市ペット火葬炉の設置等に関する指導要綱

平成21年12月28日決裁

改正 令和 3年 3月15日決裁

(目的)

第1条 この要綱は、ペット火葬炉の設置及び管理の適正化に関し、さいたま市生活環境の保全に関する条例（平成20年さいたま市条例第46号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、事前協議の手続その他必要な事項を定めることにより、市民の良好な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) ペット火葬炉 犬、猫その他の愛がん用に飼育されていた動物の死体（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物に該当するものを除く。）を火葬するための焼却炉をいう。
 - (2) 設置等の届出 条例第40条第1項の規定による指定ばい煙発生施設の設置の届出又は条例第42条第1項の規定による指定ばい煙発生施設の変更の届出（処理能力の拡大その他市長が特に事前に協議を行う必要があると認めた変更に係る届出に限る。）をいう。
 - (3) 設置等計画者 ペットの火葬を業として行うために設置等の届出をしようとする者をいう。
 - (4) 事業計画地 設置等の届出に係るペット火葬炉を設置し、又は設置しようとする土地の区画をいう。
- 2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(事業者等の責務)

第3条 ペットの火葬を業として行っている者（設置等の届出をした者を含む。）及び設置等計画者（次項において「事業者等」という。）は、ペット火葬炉の設置又は管理に関して条例その他関係法令を遵守し、当該ペット火葬炉を設置する地域の生活環境を損なうことのないよう十分に配慮するものとする。

- 2 事業者等は、その事業場又は事業計画地の周辺の住民等と良好な関

係を保持するよう努めるものとする。

(設置基準)

第4条 設置等計画者（条例第40条第1項の規定による指定ばい煙発生施設の設置の届出をしようとする者に限る。）は、住宅、学校、保育所、幼稚園、病院、診療所、老人福祉施設、障害者福祉施設その他市長が特に定めた施設から100メートル以上離れた位置に事業計画地を選定するものとする。ただし、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定による工業専用地域の指定がされている区域にペット火葬炉を設置する場合は、この限りでない。

(事前協議)

第5条 設置等計画者は、設置等の届出をしようとするときは、事前にペット火葬炉設置（変更）計画書（様式第1号）を市長に提出し、市長と協議するものとする。

2 市長は、前項の計画書を受理したときは、速やかに、事業計画地の調査を行うものとする。

3 設置等計画者は、前項の調査に立会うものとする。

4 市長は、事業計画地の調査の結果等を踏まえ、ペット火葬炉設置（変更）計画書の審査を行い、その結果に係る指示事項を事前協議結果通知書（様式第2号）により、設置等計画者に通知するものとする。

5 設置等計画者は、前項の通知書の指示事項に基づき、ペット火葬炉設置（変更）計画書に係る計画の修正その他必要な措置を講じたときは、その旨を市長に報告するものとする。

(周辺住民等への周知)

第6条 設置等計画者は、前条第4項の通知を受けてから設置等の届出をするまでの間に、事業計画地からおおむね200メートル以内に存する住宅の世帯主及び学校、保育所、幼稚園、病院、老人福祉施設、障害者福祉施設その他市長が特に必要と認めた施設の設置者又は管理者に対して、ペット火葬炉設置（変更）計画書に係る計画（前条第5項に規定する場合において、当該計画を修正したときは、修正後のもの）を説明会の開催その他適切な方法により周知するものとする。

2 設置等計画者は、前項の規定による周知を行うときは、あらかじめ、ペット火葬炉の設置等に関するお知らせ（様式第3号）を事業計画地の外部から見やすい箇所に掲示するものとする。

- 3 設置等計画者は、第1項の規定による周知又は前項の規定による掲示を行ったときは、速やかに、その状況を市長に報告するものとする。

(設置等の届出)

第7条 設置等計画者は、次に掲げる事項について必要な措置を講じた後に、設置等の届出をするものとする。

- (1) 第5条第5項に規定する場合においては、同項の規定による市長への報告
- (2) 設置等の届出に係るペット火葬炉を設置するために必要な許認可等の取得
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた事項

(完成検査等)

第8条 設置等の届出をした者（以下この条において「設置者」という。）は、当該設置等の届出に係るペット火葬炉が完成したときは、施設完成届出書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の届出書を受理したときは、速やかに、当該ペット火葬炉の検査を行い、施設完成検査結果通知書（様式第5号）により、その結果を設置者に通知するものとする。
- 3 設置者は、前項の通知により、当該ペット火葬炉が当該設置等の届出書に記載された施設の構造、ばい煙等の処理の方法その他の事項に適合していると認められた後に、これを使用するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。